

新型コロナワクチン接種業務不正請求事案に係る NTMによる調査結果の報告について

本市では、新型コロナワクチン接種業務について、令和3年2月から令和5年3月まで日本トータルテレマーケティング株式会社（以下「NTM」という。）に委託しておりましたが、契約期間中において、人件費の水増し等による委託費の不正な請求が行われていたことが発覚しました。

これまでに本市は、NTMが設置した第三者調査委員会により報告された不正請求額について全額返還させておりましたが、NTMとして改めて、本市が委託した全期間について適正な請求金額を算定し、最終的な不正請求額を確定するように求めておりました。

この度、NTMから最終的な不正請求額の報告があり、本市における確認も完了いたしました。また、これに伴う追加返還額の返還及び確定した不正請求額に基づく遅延損害金の支払いがありましたので、御報告します。

1 確定した不正請求額及び遅延損害金について

NTMは、第三者調査委員会が提出した最終報告を踏まえ、社内に信頼回復推進室を設置し、親会社である博報堂プロダクツ社員を中心に、外部の弁護士等もメンバーに入れ、タイムシートや派遣会社からの請求書等の資料の再確認、社員への聞き取り調査等を実施し、本市が委託した全期間について、NTMとして改めて適正な請求額を算定し、最終的な不正請求額を確定させました。

最終的に確定した不正請求額は946,683,320円（税込）となり、これまでに返還されている942,900,281円（税込）を上回ったため、3,783,039円（税込）が追加の返還となりました。また、当該不正請求額に基づき算定された遅延損害金は、51,419,563円となりました。

なお、追加返還額及び遅延損害金については、4月15日付けで納入されております。

A 不正請求額	B 既返還額	追加返還額（A-B）
946,683,320円	942,900,281円	3,783,039円
遅延損害金		
51,419,563円		

2 契約の概要とこれまでの経過

(1) 委託契約について

ア 受託事業者

事業者名：日本トータルテレマーケティング株式会社（代表取締役社長 境 千春）

（契約相手は同社を代表とするコンソーシアム）

本社所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

委託金額：7,968,433,838円（全額国費負担）

イ 契約期間

令和3年2月18日～令和5年3月31日

ウ 委託業務の内容

接種券の発行その他の事務処理、市民からの問い合わせ対応、集団接種会場の設営及び運営、接種医療機関へのワクチンの配送等に係る業務

(2) これまでの経過と本市の対応

ア NTMからの過大請求の申し出【令和5年1月】

令和5年1月、NTMから令和4年9月分の委託料を本市に過大に請求していた旨の申出があったため、改めて勤務実績を確認できる客観的な資料（タイムシート等）を提出させ、これにより確認できた過大請求分として約4,000万円の返還を受けました。（令和5年2月に返還済み）

イ 本市独自の調査【令和5年2月～7月】

これを受け、本市では、既に支払いを終えていた令和4年8月以前分についても同様の事案がなかったかを調査するため、NTMに対し、同期間中のタイムシートの提出を依頼しました。NTMからは「同期間分のタイムシートは廃棄したため提出できない」旨の説明を受けていましたが、本市から粘り強く、複数回にわたり提出を求めたところ、令和5年4月下旬にこれまでの発言を撤回し、5月中旬から6月中旬にかけてタイムシート等が提出されました。

提出されたタイムシート等と請求内容を精査したところ、同一人物の二重計上やタイムシートにない勤務を確認したため、令和5年7月、これに相当する約1,800万円について過大請求があったとして返還請求を行うとともに、事案の全容解明に向け、更なる過大請求や不正の有無について報告するよう求めました。（令和5年8月に返還済み）

また、本市の調査に対して、タイムシート等の関係資料を廃棄した等の虚偽の説明をするなど、不誠実で非協力的な対応であったこと等を踏まえ、令和5年7月13日付でNTMに対し12月の入札参加停止措置を実施しました。

〔入札参加停止期間：令和5年7月13日～令和6年7月12日〕

ウ 第三者調査委員会による調査【令和5年8月】

NTMは、本市からの更なる報告を求められたことを受け、事案の重大性に鑑み、過大請求の全貌と経過を明らかにするため、令和5年8月に、外部有識者（弁護士）を委員長とする「調査委員会」を設置しました。

エ 第三者調査委員会による中間報告【令和5年11月】

令和5年11月に調査委員会による中間報告が提出され、契約開始時から令和4年8月分までの不正請求額として、約8億7,700万円が判明したため、既に返還された約1,800万円を除く約8億5,900万円について、返還請求を行いました。（令和6年1月に返還済み）

また、この中間報告を受け、入札参加停止措置を更に12か月延長し、要

綱上で最長の24月としました。

〔入札参加停止期間：令和5年7月13日～令和7年7月12日〕

オ 京都府警への告訴【令和6年1月】

本件については、京都府警と協議を続けておりましたが、令和5年11月市会において、「日本トータルテレマーケティング株式会社による新型コロナウイルスワクチン接種業務の不正請求に関する全容解明と厳正な対応を求める決議」が決議されたことを踏まえ、令和6年1月30日付で京都府警に対し、本件を告訴いたしました。

なお、その後の捜査により、同年6月にNTMの元社員2名が詐欺罪で逮捕され、11月にはそれぞれ懲役2年6ヶ月（執行猶予3年）、懲役2年（執行猶予3年）の判決が出ております。

カ 第三者調査委員会による最終報告【令和6年3月】

令和6年3月には、調査委員会による最終報告が提出され、中間報告で報告されていた不正請求に加え、新たに約6,600万円のタイムシートの偽造等による更なる不正請求が判明しました。（令和6年8月に返還済み）

また、本市はNTMに対し、最終報告を踏まえ、本市が委託した全期間について、NTMとして改めて精査し、最終的な不正請求額の確定を求めました。

キ 最終的な不正請求額及び遅延損害金の確定【令和7年3月】

NTMは、本市が委託した全期間について、改めてタイムシート等や派遣会社からの請求書を確認するとともに、本件に係る勤務実態を社員にヒアリングするなどにより、適正な請求額を算定し、根拠資料と併せて最終的な不正請求額を本市に報告しました。

これを受け、本市においてはNTMから報告された内容の確認を行うとともに、最終的な不正請求額に基づく遅延損害金の算定を行いました。

3 国への返還に向けて

令和5年度及び令和6年度の返還額は、全額財政調整基金に積み立てており、今回の返還額と合わせて、5月市会において国庫への返還に向けた補正予算を提案いたします。

また、国への返還については、例年10月頃から手続き開始となりますので、それに合わせて返還を行います。